

新潟労働局と日建連北陸支部意見交換会

日 時：2020 年 12 月 10 日（木）13：30～

場 所：興和ビル 10 階 会議室

<新潟労働局>

労働基準部健康安全課 主任安全専門官 白倉 康弘

労働基準部監督課 主任監察監督官 野口 忠司

雇用環境・均等室 雇用環境改善・均等推進監理官 渡辺 充朗

雇用環境・均等室 室長補佐 小柳 光之

（敬称略）



■新潟労働局からの報告

（新潟労働局）

令和2年の業種別署別の労働災害の発生状況についてお話いたします。新潟県内の労働災害の現状については、休業4日以上之死傷者数は全体で1,767人となっております。令和元年の同期と比べて71人3.9パーセント減少となっております。令和2年の死亡者数は、製造業では死亡災害が発生していない状況ですが、建設業では6件の発生となっております。全体の死亡者数で言いますと12件となっており、前年の同期と比べまして3人減少となっております。建設業の死傷者数については、293人と昨年同期と同数となっております。死亡者数については6人となっており、昨年同期と比べまして1名の減少となっております。これ以上死亡災害を発生させないということからも、労働災害の防止には、一層の取組みを

お願いしているところです。建設業の死亡災害のうち、2件が墜落・転落災害となっております。その状況を見ますと、不安全な足場で墜落制止用器具もなく発生した墜落であるということから、現場の適正な安全管理が必要だと思っております。元請けの皆様には、発生した事故につきましては、迅速に監督署に労働者死傷病報告を行っていただくようオープンな形でのご指導をお願いいたします。



■「第13次労働災害防止推進計画」の取組みについて

(日本建設業連合会北陸支部)

「第13次労働災害防止推進計画」の取組みについてということで、労働者の安全と健康を守り、労働災害を減らすため、2018年度に策定された「第13次労働災害防止推進計画」に基づく諸活動は2年を経過したところです。同計画では、2017年と比較して、死亡災害で15パーセント以上減少、死傷災害で5パーセント以上の減少という計画目標を掲げています。死亡事故で過去最少となった2019年の269人は17年比で16.8パーセント減と目標をクリアしておりますが、今年に入り前年比において若干の増加傾向が見られております。

近年の建設業における労働災害の状況を見ますと、死亡者数は減少しているものの、いまだその水準は低いと言えず、全産業の中で31.8パーセント、死傷者数にあつては12.1パーセントを占め最も多いことには変わりはありません。遠因の一つに就労者の高齢化もあり、転倒や動作の反動・無理な動作によるものが増加しております。このように高齢者の死傷者数の増加に関しての対策として、人との協調作業を可能とする産業用ロボット等の開発・導入などが見込まれますように、これまでとは異なった切り口や視点での安全対策が現場で求められていると考えております。

「第13次労働災害防止推進計画」の重点項目の一つに、死亡災害の撲滅を目指した対策の推進がありますが、建設業での重篤な災害に対する原因究明及び同種災害の防止対策は喫緊

の課題と思われます。現状における新潟労働局様の分析結果や効果的な対策がありましたら、お聞かせください。また、今般のコロナ禍にあって企業・業界単位的安全衛生の取組み強化の観点またはウィズコロナ対応の観点からも企業における健康確保のためのガイドライン策定などの予定がありましたら、お聞かせください。

(新潟労働局)

新潟労働局の第13次労働災害防止推進計画の概要について説明いたします。

1番には、死亡災害の撲滅を掲げており、その対策としては、墜落制止用器具使用の徹底を呼びかけするとともに、高所作業におけるフルハーネス型安全帯の使用の徹底を図っていきます。安全帯については、現在、墜落制止用器具の名称で統一しております。新潟労働局では、局署の安全衛生の職員全員に装着の研修をやっており、フルハーネスの安全帯の安心感につきましては、みんな体験しております。

2番目には、大組・大払工法、手すり先行工法です。建設業の場合の墜落災害の防止では足場が直面する問題になってきます。本年2件の建設業の墜落災害が発生しております。一件目が、寺の屋根から3.8メートル墜落で、足場がなかったようです。二件目が、外壁材の張り替えは、手すりのない脚立足場で極めて不安全なものであったということです。

3番目には、災害復旧・復興工事における労働災害防止対策の徹底であります。これまで新潟県が経験した新潟県中越大震災、新潟県中越沖地震などがありますが、地震の災害復旧工事になると、非常に災害防止に大変だったということを経験しております。今後も復旧工事、あるいは防災の工事についての安全というものも呼びかけていきたいと思っております。

最後に、安全に配慮した設計の普及です。施工段階における安全衛生に配慮した設計の普及ということなのですが、平成29年6月9日に閣議決定した建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画にそって安全衛生費の適切な積算、中小業者への支援を行うこととされておりまして、実際に工事を施工する場合、地山を10メートル以上掘削するとか、30メートル以上の建物を建てるとか、そうした計画届を監督署で審査する際はこのような対策が取られているかも確認しています。

感染拡大時のコロナ対策については、一般的な事業主のためのガイドラインが9月に示されています。手洗い、うがい、マスクの着用、密を避けて手指を除菌する、よく言われている対策の徹底が大切だと思っております。労働局と監督署では、コロナ対策のチェックリストというものを義務づけております。

厚生労働省のホームページで職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリストが改正されましたが、感染リスクが高まる「5つの場面」を避けてくださいというお願いをしております。また、冬期間の対策としては、室温を18度以上にし、か

つ相対湿度 40 パーセント以上を維持しつつ、窓を開けて適切に換気を行うということが非常に重要だということも言われていますが、どうしても難しい場合には、HEPA フィルタ付の空気清浄機の適切な活用ということになると思います。こういったチェックリストなどを現場で活用していただいて、何とか乗り越えていかなければと思っているところです。

(日本建設業連合会北陸支部)

コロナ禍におけるチェックリストについて、日々感染拡大のレベルなど状況がいろいろ変わってきていますよね。こういうチェックリストは、レベルに合わせて絶えず新たにしていこうという考え方でよろしいですか。

(新潟労働局)

そうです。8月の終わりくらいにレベルが上がりまして、改正したものが基になっております。さらに今後は第3波の様相です。それで11月27日に改正になってきております。したがって、今後のレベルによって、変更が随時入ってくる可能性はあります。

(日本建設業連合会北陸支部)

分かりました。

(日本建設業連合会北陸支部)

13次防の建設業の死亡災害の目標値が5パーセント以上の減少となっていますが、すでに昨年の段階でクリアされていると思うのですが、この5か年計画というものは、5年目の指標があって、5年目の数字で達成となるのか。それとも、一度、達成したら達成と評価されるものなのか。達成についてはどのような判断をしたらよろしいのでしょうか。

(新潟労働局)

13次防自体は5か年の計画になっていますので、最終的には5か年が終わったところで判断されますが、毎年目標を定めた対策を常に取りっていく必要があると思っていますが、結果的な評価と言いますのは、5か年が終わったところとなります。

■建設業における働き方改革に関する対応について

(日本建設業連合会北陸支部)

建設業界における働き方改革においては、政府による「働き方改革実行計画」の策定（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）、働き方改革実行計画に基づき設置されました関係省庁連絡会議においては、建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン（平成29年8月28日）（平成30年7月2日第1次改訂）を策定し、公表しております。建設業界においては、①施工の効率化、②品質・安全性の向上、③重層下請構造の改善など、生産性向上に向けたより一層の自助努力はもとより、公共工事発注機関においても、生産性向上

や週休2日工事などの実施により、建設業における働き方改革の推進の取組みを積極的に行っております。また、2024年度から時間外労働の上限規制の適用が迫る中で、工期の適正化の確保が急務となっている状況の中で、昨年の新・担い手3法に続き、本年10月から施行の改正建設業法では、発注者や元請に対して、著しく短い工期による請負契約の締結を禁止するなど、適正な工期設定の推進など制度的な措置が打ち出されております。

建設業の場合、特に民間工事における労働時間の短縮は、工期の延伸に直結し産業界や国民生活に多大な影響をもたらすことも懸念されること。また、工期短縮自体が入札競争のための重要な要素であることから、その解決は非常に厳しい状況となっています。そのため、①適正な工期の設定、②適正な賃金水準の確保、③週休2日の推進等に関しましては、民間工事発注者の理解と協力が不可欠となっています。

建設業界といたしましては、改正建設業法をはじめ、さきの関係省庁連絡会議策定のガイドラインなどを踏まえた関係行政機関からの側面的な支援を頂いているところです。引き続き、建設業界における働き方改革に関しましては、将来の担い手確保も踏まえ、新潟労働局様からの側面的ご支援をお願いするとともに、特に民間工事発注者に対する適正な工期に関する制度的なものの周知などの新たな取組みなどがありましたら、お聞かせください。

また、労働基準法には、非常災害時の時間外労働・休日労働に関しての定めがありますが、北陸地域における自然災害発生時はもとより、冬期間の除雪作業時の時間外労働の取り扱いに関して、分かりやすい運用方針等を示すなどのお考えがありましたら、お聞かせください。よろしくお願いいたします。

(新潟労働局)

働き方改革の推進につきましては、実行計画に基づき、各種施策を展開しているところであります。特に中小企業、小規模事業所の方々に着実に取り組んでいただくことが必要になっておりまして、厚生労働省と中小企業庁では、人手不足対策と併せて事業者への対策を令和元年度から取組みを強化しているところです。新潟労働局におきましても、例年、開催しております、関係労使団体、新潟県、関東経済産業局、他12機関団体とで形成されます新潟県働き方改革連絡協議会において、常に協議しております。今年度は新型コロナウイルス感染症対策の関係で書面の開催となりましたが、引き続きオール新潟で働き方改革を推進していくことを確認しています。

また、12月に厚生労働省の委託事業となります働き方改革推進シンポジウムを後援することとし、働き方改革には着実に取り組むことにしております。なお、働き方改革推進支援センターを新潟市内に設置いたしまして、中小企業小規模事業所等を中心に、非正規労働者の処遇改善ですとか、労働時間の短縮及び生産性の向上等による賃金引き上げ等の取組みを支

援するとともに、働き方・休み方改善コンサルタントによる企業訪問、あるいは働き方改革関連の各種助成金業務なども実施しております。

(新潟労働局)

除雪作業時の時間外労働の取り扱いにつきましては、昨年度のこの会議の場で示しておりますが、昨年労働基準法の33条に基づく取り扱いについての解釈通達が出されています。これは労働基準法33条の届け出に関して、現代的な事象を踏まえて解釈の明確化を図る趣旨から、昨年度改めて出されたものです。地震、津波、風水害、雪害による災害対応、そして差し迫った恐れがある場合における事前の対応、あるいはライフラインや安全な道路交通の早期復旧のための対応を含むことで解釈がなされています。従って、雪害への対応は、道路交通の確保等人命または公益を保護するために除雪作業を行う臨時の必要がある場合に該当するとされているところです。労働基準法の33条のこうした解釈については、引き続き、機会をとらえて当該通達の周知に努めて行きたいと思っております。

(日本建設業連合会北陸支部)

民間工事発注者に対する適正な工期に関する制度の周知などに関しては、民間では発注者の考え方がそれぞれ違うと思うので、難しい話しだとは承知しています。こうした点で労働局と国土交通省とで何か話をされていることがあれば教えていただきたいと思います。

(新潟労働局)

北陸地方整備局との間の会議がありまして、適正な工期設定のガイドラインについては、3年前の閣議決定に基づきまして策定されております。これは民間も公共も工事に差はなく対象となっておりますが、整備局からも、それを展開する際には民間も公共も工事に差はなく指導してまいりますと聞いております。そうした会議の場を使ってお話をさせていただいております。

(日本建設業連合会北陸支部)

特に民間の建築工事を例に取りますと、開店の時期とか、物件販売の時期とかという事情があることから工期の延長についてはなかなか難しい工事になっているわけです。一方で、2024年度からは建設業も一般則の適用が実施されるということもあります。

週休二日を前提に考えると、民間の建築工事を中心とした工事でも工期を長くしていただかないと、毎月の勤務時間がオーバーしてくるのは間違いないところで、一般則の適用と民間発注者のニーズもあり、受注者は板挟みの状態になる可能性が非常に懸念されます。従来から建設業というのは長時間労働の産業だと言われてきていますから、これを短くしようとする、従来から建設業の先輩方は、当たり前さが染みついているので、そういう考え方を転換することは短い期間では難しいと思います。当初5年間の猶予はありましたが、建設業から

一般則の適用の違反がないように行政の機関からアプローチできる範囲で何とかお考えいただけないのかなという淡い期待をしています。なかなか監督官庁で政策的な部分は難しいかも知れませんが、建設業が 2024 年度以降の健全な産業として、板挟みの状態にならないような方向で、ぜひご検討いただけたらいいかなと思うの、よろしくお願いします。



■ 2019 年度の臨検監督の総括と今後の方針について

(日本建設業連合会北陸支部)

平成 29 年 3 月に策定されました「働き方改革実行計画」では、現在は、適用除外とされており、建設業の時間外労働の上限規制について、2024 年 4 月から適用されることになっております。多くの建設会社が時間外労働の限度となります月 45 時間かつ年 360 時間を超えるため、労使協定を結び、上限を超えないようにして努力しているというところでございます。また、建設業では、天候により時間外労働が左右される可能性の高い業種であることから、工程確保のため土曜日作業も多く見受けられる状況でございます。一方で、総労働時間削減のためには、週休二日の確保やその定着が最も実行が期待できる方策であることから、日建連では週休二日実現行動計画を策定しまして、まずは 2019 年度末までに 4 週 6 閉所を目指し、2021 年度末までに 4 週 8 閉所を目標に掲げて会員各企業が取り組んでいるところでありますが、日建連会員企業を対象とした 2019 年度下期の 4 週 6 閉所以上達成率では、土木が 70.5 パーセント、建築が 55.8 パーセントと昨年度に比べまして 5 から 10 ポイント向上しているものの、まだ目標以下に止まっているという状況でございます。地方の中小企業や下請業者におきましては、さらに低い達成状況にあるものと思慮されているところでございます。こうした現場の実態や就業構造の変化等にご理解は頂いているものとは思いますが、毎年の定期的な臨検監督では、文面で改善報告を求められているケースが多々あるようでございますので、昨年度に実施しました臨検監督の状況と違反傾向などと併せまして、今後の

臨検監督等の機会に際して、2024 年度からの建設業の時間外労働の上限規制の適用に向けて円滑な移行が図られるためのご指導等がございましたら、お聞かせください。

(新潟労働局)

脳・心臓疾患等の過重労働におけます健康障害につきましては、月の時間外労働の時間数が 45 時間を超えて長くなるほど、発症のリスクが高くなるという実証が出ています。そのため、36 協定の協定範囲内でありましても、45 時間を超える時間外労働が認められた場合には、時間外休日労働を 1 か月当たり 45 時間以内とするよう削減に努めるという文書に基づき、事業所の皆様方のところに監督指導を行う際には、文書指導で改善報告を求めています。事業所については、建設業に問わず、すべての事業所がその対象となりますので、労働基準法 36 条の違反がなくても、このような健康確保措置上の文書指導は行ってまいります。

令和元年の新潟労働局管内におきます建設業の事業場（工事現場を含む。）に対する監督指導につきましては、現場を含んでいることもありますので、危険を伴う工事現場を中心に約 1,100 件に対し監督を実施しているところです。法違反が認められたものにつきましては、全体の大体 60 パーセント弱です。工事現場を中心に安全衛生法違反が多く認められており、中でも作業床の端、開口部、通路等の墜落防止措置が行われなかったとして、使用停止命令も行ったものが約 60 件となっています。

一方、労務管理を主体に行うような事業場、例えば、本社や営業所や支店に対しましても、監督指導は実施しております。その中で、労務管理上の問題点を中心に労働基準関係法令が定められております。労働時間関係の法違反といたしましては、大体 80 件弱。先ほどの現場を含めた数字が約 1,100 ですので、その中の 80 件ほどが労働時間関係の違反が出ているということです。

また、割増賃金関係の違反は、同じく 80 件ほどです。加えて、労働安全衛生法の改正が近く行われますが、健康確保上の観点から労働時間の状況の把握についても事業場に義務づけが行われております。この違反について、昨年 20 件ほどが認められております。この改正によって、労働時間の状況の把握に対して違反が認められるということは、ほぼほぼ現場ではなくて、事業場におけるものと捉えていただいて結構かと思います。

このように労働時間の状況の把握が安衛法でも事業者には義務づけられていることですので、2024 年からの建設業の時間外労働の上限規制の適用が始まりますが、監督署、労働局では、働き方改革のハンドブックであるとか、事例集というものを広くお配りしています。一般則の適用が猶予されている期間中に、生産性の向上のための色々な仕組みの導入であるとか、制度の整備というものを進めていただくように支援しているところです。

また、監督署におきましても、働き方改革のための諸手続の説明を行う労働時間相談支援

班を設けていまして、この支援班により直接、事業場に赴くことなどにより、色々な労務管理の説明、労働基準法の説明を分かりやすく説明する仕組みも取り入れております。これらの支援を通じまして、企業が行う長時間労働の削減に向けました自主的な取組みを側面的に支援し、2024年度までの猶予期間中に仕組み、効率性などの構築を企業の中では進めていただきたいと思います。

（日本建設業連合会北陸支部）

臨検の実績数をお示しいただきました。実は昨年と同様に数値的なものとして示していただき、一番は墜落・転落災害が多かったということで説明していただいたわけですが、昨年度も作業床の端部、開口部、通路と墜落防止に関する使用停止命令につきましては、一昨年度が約70件とお聞きしております。昨年は65件ということで、ほぼほぼ同数の件数ということは、なかなかまだ改善傾向が見られていないのかと思います。指摘事項の中で、やはり墜落災害防止に関する指摘事項のウェイトはどのくらいなのか、全体を100とした場合、いろいろな指摘事項があるかと思いますが、やはりパーセンテージが非常に多くなっているのかお聞きしたいと思います。

（新潟労働局）

工事現場と言いましても行われている作業の進捗状況によって、例えば作業床の端がある場合もあるでしょうし、開口部が生じている工程の場合もあるでしょうから、現場はいつも同じような危険状態にあるわけではないかと思います。臨検した際にそういった状況があれば、当然、指摘はしますし、改善を求めるということになりますが、なかなか全ての工事現場における墜落の危険性が何パーセントというのは難しいと思います。パーセンテージを示しても参考にならないところかと思います。そのようにお受け止めください。

（日本建設業連合会北陸支部）

労働時間の状況の把握について、義務づけがされていることから監査されると思いますが、二重帳簿とか、所謂ブラック企業と噂される場所では、なかなか監査のときに見つけるのが大変かと思うのですが、労働時間の状況を把握する手段というのは、従来はタイムカード、今はパソコンの立ち上げからとなっている状況ですが、どの辺を基準局は調べて、把握しているのでしょうか。

（新潟労働局）

まず労働時間の状況の把握につきましては、原則的なものとして、客観的な事柄で時間を把握してくださいということが基本です。労働時間の把握のガイドラインの中で、客観的なもので労働時間を把握することが一つ、それが難しいときには、事業者の現認によることでも良いとなっています。従って、まず基本的なところでは、客観的な記録は何がありますか

という形で、タイムカードがあれば、タイムカードで時間把握しているのですねという話になりますし、パソコンで今、報告するようなシステムもいろいろな業種で導入されておりますので、そういったもので把握されている場合には、それで把握されていることで、まず見ていくことが実際かと思います。それらの客観的な記録がないようなケースですと、大方が、自己申告制的な、労働者の方が日報を書くというような形を取っているというようなケースでも、始業と終業の時間が日報に記録されていないような場合があったりしますので、そうすると始業、終業の時間が正確に把握されていないという形での指摘につながるということになってくるということです。自己申告制の場合にも、それをすべて否定するわけではありませんので、自己申告制によらなければならないような事情があるときには、その方に事情を説明するとともに、自己申告において、的確な労働時間を把握するよう、労務管理上教育することが自己申告制の導入の際には求められるものであります。それらが行われていれば、自己申告制であっても、適正な労働時間を把握できますし、それによって労働者の方の月の労働時間、時間外労働を含んで把握ができるということに結びつくということです。

ひと昔前、ふた昔前の話をすれば、建設業の多くは、日報制が取られていたと思います。それでも先程申し上げたような客観的な労働時間の記録が取られるような形になっていれば、建設業でも同じような時間管理が可能ということです。ひと昔前、ふた昔前の作業日報で済ませている事業所があれば、労働安全衛生法の 66 条の 8 の 3 に基づく適正把握を指導するということです。

(日本建設業連合会北陸支部)

この客観的な数字というのは、いわゆる 24 年度から適用される上限規制の適用のいわゆる法令違反になるか否かの数字として捉えていいのですか。

(新潟労働局)

そうですね。始業、終業イコール一般的にはそれが労働時間になろうと思います。

■建設業界における労働災害防止に向けた取組みについて

(日本建設業連合会北陸支部)

日建連では、建設業における「働き方改革」及び「担い手確保」として、①施行の効率化、②品質・安全性の向上、③重層下請構造の改善、④適正な賃金水準の確保、⑤週休二日制の推進等に取り組んでおります。

また、担い手不足の対策として、従来の技能実習生に加え、外国人建設就労者の現場入場も増えてきている状況から、会員企業の現場において、特定技能外国人が安全にかつ処遇面を含めて、安心して働ける現場環境を目指して、「特定技能外国人安全安心受入宣言」(平成

31 年 4 月) に基づき取り組んでおります。

このように、建設業においては、技術者、技能者並びに熟練工等の不足、高齢化が進行しており、さらに外国人労働者の就労など、現場の安全管理等にも影響を及ぼしかねない要因が生じてきております。

建設業では、死亡災害の中で「墜落・転落」(全産業の 40.9 パーセント)によるものは依然として多くなっております。また、休業 4 日以上之死傷災害についても、「転倒」、「墜落・転落」(全産業の 34.1 パーセント)が多くなってきています。就業者の高齢化や未熟練者リスクなども考えられますことから、日ごろからリスクアセスメントの実施や新規入場者への安全教育をさらに徹底する必要があります。このような建設業界の状況を踏まえて、新潟労働局様が取り組まれている対策等がありましたら、お聞かせください。

また、加えて、墜落制止用器具として昨年 2 月から原則フルハーネス型として墜落時の落下距離に応じた適切な器具の使用を徹底していると思いますが、建設現場への普及の状況や支援対策などの情報がありましたら、お聞かせください。

また、今般のコロナ禍に対応している建設現場での感染予防対策等に好事例などがありましたら、お聞かせいただきたいと思います。よろしくお願いします。



(新潟労働局)

死亡災害の撲滅ということが行政の最終点となっております。建設業におきましては、昨年で全国の死亡者数が 269 人、新潟局内でも 8 人が亡くなっております。事業場の規模では、小規模なものが多く、さらに一人親方の死亡災害も実際にはあり、昨年、全国で一人親方の死亡というのは 60 人。それから、一人二人を使っていたとしても事業主自身の死亡も 32 人となっております。このような数字がなぜ分かるかと言いますと、労働者死傷病報告の数字ではなく、各労働基準監督署においては死亡事故の災害情報を得た際に、かつては除外してきた一人親方事業主の場合にも調査を実施して、結果を労働局経由本省に報告しております。

これは、平成 29 年 6 月 9 日閣議決定の基本的な計画に基づき、一人親方の皆様には基本的な安全対策と労災への特別加入を呼びかけております。厚生労働省のホームページにもチラシがありますが、建設工事に従事する一人親方の皆様へ「労災保険の特別加入」していますかとあります。現場での災害をよく調査してみますと、大体、一人親方の場合があるのです。よく調べてみますと、いわゆる使用従属関係、その職場での諾否の自由がないために、いわゆる一次下請で直接雇用されている労働者に雇い入通知をきちんと行っていない。結局、元請は、同業の団体の一人親方で入って番号を持っていることから労災に入っていると判断してしまったケースがあります。もう一つは、反対側のケースとして、工務店とか、建築会社が、きちんと諸条件を通知して雇い入れることをせずに、その人が特別加入しているからといって、特別加入者と扱ってしまったというようなケースがありました。

なぜ問題になるかといいますと、事故の後で結局、労災がもらえるかどうかということが、大きな経済的負担や更には死活問題にも近い状態になることがあるということです。

高齢者に対する対策についても、エイジフレンドリーガイドラインを使って、安全と健康づくりを呼びかけております。業種を問わずですが、労働者の高齢者の特性に配慮した職場をエイジフレンドリーに目指していきましょうということになっています。高齢者には独特の災害防止の注意点があります。照度を確保することとか、作業姿勢を改善するというようなことをやっていくと、高齢者でも働ける職場ということが実現していくので、それに向けて取り組んでいただきたいと思います。ガイドラインでは、睡眠時間や飲酒に配慮することとか、体力をチェックしながら使っていくということになります。年齢と関係なく実際に働くときに、職場でストレッチを入れていくということがあります。特に腰痛対策ということに注意しながらストレッチを入れていくことが出ております。現場では始業前にラジオ体操を取り入れることをやっていると思います。より効果的なストレッチのやり方ということも、種々の安全に関する雑誌にも出てきますし、それに取り組んでいる例は、好事例として紹介されております。ストレッチを指導する人をヘルスケアトレーナーと呼んでおり、現場でどのようなストレッチを取り入れたらいいかを紹介してくれるそうです。これにはいろいろな助成金をつけまして、高齢者に配慮した保護具やいろいろな器具についても助成金が使えらるというようなことを紹介しております。

現在、労働局、監督署から申し上げなければならない状況になっていますのは、金属アーク溶接の溶接ヒュームの問題です。今年、マンガンを含むヒュームを吸って、神経機能障害だとか、運動障害、振戦から肺がんの危険性ということが確認され、特定化学物質（第 2 類物質）になりました。来年 4 月からこの法律が施行されるということになります。その対策としては、溶接のヒュームなので換気すればいいわけですが、他に防塵マスクを工夫するこ

とと、特定化学物質作業主任者を選任しなければいけないと、特定化学物質作業の健康診断を実施しなければならないことがあります。

もう一つ、北陸地区の問題で、石綿の除去、橋りょう工事などの現場ではく離剤を使うことがあります。はく離剤による中毒ということが多発しております。今年6月に高速道路の橋梁吊りの足場の中で掻き落としていた作業員2人が意識混濁になり、はく離液に浸っていた腕や背中が化学熱傷となったという事故がありました。さらに9月に富山で中毒による死亡事故も起きており対策を呼びかけているところです。本省を通じて、全国的に呼びかけることになりました。まずSDS（セーフティデータシート）の入手です。仮に、SDSがないとか、出さないというような場合には、通報していただきますと労働局からメーカーのある労働局へ通知するという通報制度があります。

フルハーネスの安全帯や落下防止装置の補助金制度の受付は終了しております。中小企業や個人事業主が対象でしたが、新潟県では一時期は全国の4位になるほどだったというように聞いておりますので、非常にご利用いただいたようです。

今年のコロナ対策ということについては、現場の工夫として、フェイスシールドを使ったケースがありました。角型と丸型があるということで、現場で作業行動に合わせて角型がいい人は角型のフェイスシールドを現場で選択して使っているという現場がありました。新潟県内では、すでに陽性者が出た事業所もあります。ある市町村では感染により差別化が現れている状況があるようですが、この点は、県内の現場では良好に経過していると聞いております。

以上

<日本建設業連合会北陸支部>

安全環境対策委員長	荒明 正紀	(株)福田組代表取締役社長
同 副委員長	塩澤 茂喜	大成建設(株)北信越支店安全・環境部長
同 副委員長	黒川 直憲	飛島建設(株)富山営業所長
同 委 員	池内 聡	(株)安藤・間北陸支店安全課長
同 委 員	近江 純一	(株)大林組北陸支店建築工事部長兼安全部長
同 委 員	立川 晃祥	(株)加賀田組執行役員新潟支店土木部長
同 委 員	藤田 実	鹿島建設(株)北陸支店安全環境部長
同 委 員	本間 基一	清水建設(株)北陸支店土木生産計画部長
同 委 員	浜谷 清二	大豊建設(株)北陸支店長
同 委 員	今村 哲也	(株)竹中土木北陸営業所長
同 委 員	黒嶋 昭伸	鉄建建設(株)安全品質環境部長
同 委 員	山田 浩一	東洋建設(株)新潟営業所長
同 委 員	佐藤 要一	(株)福田組安全環境部長
同 委 員	廣川 智志	(株)本間組安全品質環境部安全環境課長
同 委 員	松永 昭治	前田建設工業(株)北陸支店安全環境部長
事務局長	本間千代吉	